

《国際家族法研究会報告 (第37回)》

東南アジア諸国国際家族法の現在

笠原 俊宏

一 前書き

研究会においては、すでに、東アジア諸国国際家族法立法に関し、韓国、中華民国、中華人民共和国、北朝鮮、マカオ、ベトナム、モンゴルの国際私法立法の諸規定が報告され（拙稿「東アジア諸国国際家族法の現在」東洋法学五四巻三号三二九頁以下）、また、その後の研究会において、モンゴル国際家族法を補足するため、同国家法典中の国際私法規定について報告され（拙稿「モンゴル国際家族法の現在」東洋法学五五巻一号二一五頁以下）、それをもって、モンゴル及びベトナムをも含む広義の東アジア国際家族法については、英法の影響を強く受けている香港法を除いて、一先ず、その現状が概観された。

本報告は、それに続くものであり、ベトナム以外の東南アジア諸国の国際家族法として、フィリピン、タイ、カンボジア、ラオス、インドネシアの国際家族法について報告するものである。それら以外の東南アジア諸国として、マレーシア、シンガポール、ミャンマー、ブルネイの国際家族法については、特にそれらの諸国が英法の影響を受けている国々で

あり、その点において、ある程度の共通性を有するものと考えられること、及び、ミャンマー、ブルネイについては、十分な情報が得られていないこと等の理由により、それらの諸国の国際家族法の現状については、後日、改めて報告することとした。

二 フィリピン

フィリピン国際私法の法源としては、まともなものはなく、断片的に、民法典（一九四九年六月一八日第三八六号共和国法律、一九五〇年七月一日施行）序章、及び、家族法典（一九八七年七月六日命令第二〇九号、一九八八年八月四日施行）中の外国人と関連する若干の規定に見られるに過ぎない。その後の家族法の改正においても、国際私法規定の改正にまでは及んでいない（Bergmann/Ferid/Henrich, Internationales Ehe- und Kindschaftsrecht, Philippinen, 155. Lieferung, 2003, S.11）。その総括的规定とも言うべき民法典第一五条は、「家族の権利及び義務、又は、人の身分及び法的能力に関する法律は、フィリピン市民が外国に居住している場合においても、その者を拘束する。」として規定している。この規定の内容は、指定部分における事項的範囲として、「家族の権利及び義務」が付加されている他は、一八〇四年のフランス民法典第三條第三項の規定と酷似しており、オランダの「王国の立法のための総則に関する法律」（一八二九年五月一五法律）第六條等におけると同様、フランス民法典に倣ったまま存続し

て、現在にまで至っている。因みに、この一方的規定は双方化されて、フィリピン判例において、フィリピンに居住する外国人については、その本国法の適用の規則が導かれている (Burnester-Beer, Neues Familienrecht auf den Philippinen, Das Staudsamt 1989, S.255)。民法典中のその他の国際私法規定としては、第一六条が、動産物権の準拠法選定において、同則主義の立場から所在地法の適用を定め (同条第一項参照)、その一方、相続との関わりにおける事項は、すべて、被相続人の本国法に依るべきことを規定している (同条第二項参照)。

更に、第一七条においては、法律行為の方式についての行為地法主義を原則としながら (同条第一項参照)、フィリピン外交官又は領事の許においてはフィリピン法の遵守を規定している (同条第二項参照)。そして、フィリピン強行法及び公序良俗が、外国の法律、判決、合意等に対して優先することが定められている (同条第三項参照)。

一方、フィリピン家族法典については、すでに、フィリピン人研究者による紹介が邦訳されており (J・N・ノリエド (奥田安弘・高畑幸訳)「フィリピン家族法 (第二版)」明石書店、二〇〇七年)、近時の改正にも言及されている (また、その条文の邦訳は、毎年次の『戸籍実務六法』(日本加除出版)に掲載されている)。家族法典中の国際私法規定について言えば、第一〇条が、フィリピン市民間の外国における領事婚については規定している。外国人又は無国籍者を婚姻当事者とする場

合に関しては、その婚姻要件具備証明書ないし宣誓供述書について、第二一条第一項及び第二項が規定している。外国において締結された婚姻の承認については、第二六条第一項が、一定の場合 (無効な婚姻、重度の精神障害者による婚姻、近親婚、反道徳的な婚姻等) を除いて、フィリピン国内において有効であることを定めており、また、同条第二項は、フィリピン人と外国人とが有効に婚姻した後、外国において離婚が有効に成立し、外国人配偶者が再婚する資格を得た場合においては、フィリピン配偶者もフィリピン法に従って再婚する資格を取得することを定めて、原則としての婚姻不解消主義と現実的要請との調和を図るよう、一九九八年に改正されている。更に、夫婦間の財産的關係については、フィリピン法の適用を原則とするが、夫婦の双方が外国人であるときか、又は、財産契約がフィリピンの領域外に所在する財産について締結されているときは、それを考慮して、フィリピン法は適用されないと定められている。更に、又、第一八四条は、原則として、外国人が養親となることを禁止するが、但し、親族を養子にする元フィリピン人、フィリピン人配偶者の嫡出子を養子にする者、フィリピン人と婚姻し、その者と共同してその親族を養子にする者を除外することを定めている。第一八七条は、フィリピンと国交がない国の国籍を有する者を養子にすることができないことを定める規定である。

その他の国際私法の法源として、フィリピン人である子の

国際養子縁組を規律する規則を定める法律（一九九四年七月二五日法律第八〇四三号）、及び、フィリピン人である子の国内養子縁組の規則及び政策に関する法律（一九九八年二月二五日法律第八五五二号、一九九八年三月二二日施行）がある（それらの内容については、加藤文雄「フィリピン養子法に関する情報整理の試み―涉外家事事件処理に関わる同法の改正経過と解釈・適用上の諸問題―」家裁月報五七巻六号二〇七頁以下。また、その条文の邦訳については、前掲『戸籍実務六法』参照）。

三 インドネシア

インドネシア国際私法に関する邦文献は乏しく、かつ、外国文献についても、それらが公表されてから既に久しいものが殆どである。それに基づいて言えば、インドネシア国際私法は、オランダ国際私法に由来するものであり、一八四七年四月三〇日の法律第二三三号が規定する諸条項が重要な立法上の法源となつてゐる (Bergmann/Ferid, a. O. *Indonesien, St. Liets erung*, 1976, S.12d)。

右法律第三条は、別段の規則がない限り、同法律が民商事法の諸問題について、インドネシア人にも外国人にも同様に適用されることを定めている。同法律は、インドネシア人が外国にあつても、その者の身分及び行為能力について適用されるが、但し、営業所がオランダにあるか、オランダの植民地にあつて、そこに住所があるときは、その地において施行されている民法へ服するものとされている（第一六条参照）。

不動産についてはその所在地法が適用され（第一七条参照）、法律行為の方式については、行為が行なわれる地の法に従つて決定され（第一八条第一項）、そして、それらの条項の適用に際しては、常に、ヨーロッパ及び自国の立法を考慮すべきものと定められている（同条第二項）。それらの諸条項に従い、インドネシア人に対しては、その者が外国、内国のいづれに住所を有するかに拘わらず、常に、インドネシア法が適用されることになる。従つて、インドネシア国際私法においては国籍主義が採用されているということができる (Bergmann/Ferid, a. O., S.12j)。

国籍主義は、外国人に対し、その者がインドネシアに住所を有している場合であつても、その本国の国際私法が国籍主義を採用している限り適用される。インドネシア最高裁判所判決によれば、その原則の例外となる場合としては、外国法が、人の宗教又は人種の相違が婚姻障碍であつてはならないという原則に反することとなるような場合が挙げられる (Bergmann/Ferid, a. O., S.12k)。その意味において、インドネシア法は外国法に優先することとなるが、これは、狭義の反致主義が採られながらも、国籍主義が原則として採用されていることの結果である（佐々木彩「インドネシア国際家族法の現在」東洋法学五六巻一号三〇九頁以下参照）。

外国において締結された婚姻は、インドネシア人間におけるものも、インドネシア人と外国人との間におけるものも、

婚姻締結地法上の実質的成立要件に反しない限り有効と認められる。婚姻挙行の方式についても同様である。外国における婚姻の承認において、領事婚の方式の遵守は必要とはされていない。夫婦はインドネシアへの帰国後、一年以内に、夫婦の住所の戸籍係へ婚姻証書を提出して、登録しなければならぬ (Bergmann/Ferid, a. O. S.13)。一方、インドネシアにおける外国人間の婚姻締結は、その本国法に従って行なわれることとなるが、その場合には、戸籍係 (民事登録) が外国法の適用において婚姻要件を立証する (Bergmann/Ferid, a. O. S.13)。

インドネシアにおける外国人の離婚については、夫婦が住所を有する地区の裁判所が管轄権を有する。また、イスラム法に従って締結された婚姻は、宗教裁判所が管轄権を有する。その場合において、国籍主義に従い、外国実質法が適用されることとなるが、外国国際私法がインドネシア法を指定する場合には、狭義の反致主義の下に、インドネシア法が基準とされることについては、前述の通りである (Bergmann/Ferid, a. O. S.13)。

四 タイ

タイにおいては、比較的早い時期から、単独形式の国際私法立法法である「仏暦二四八一年国際私法」(一九三七年八月四日制定、一九三八年三月一〇日施行) が存在しており、それが、全く改正されることなく、現在に至っている (独訳とし

つ、Bergmann/Ferid, a. O., Thailand, 78, Lieferung, 1983, S.5f 参照。また、邦訳として、須藤次郎訳「タイ国国際私法・帰化法及び国籍法」法学研究三五卷一二号五四頁以下がある。なお、両者間には、第一〇条、第一一条、第一三条、第一五条、第二五条、第二七条、第三二条における項数立てにおいて相違が見られるが、それについては、確認作業の結果、前者の方が正確であると見られる)。同法中には、総則規定として、抵触規定の欠缺 (第三條)、狭義の反致 (第四條)、公序 (第五條)、本国法 (属人法) の決定 (第六條)、法人の国籍 (第七條)、外国法の証明 (第八條)、法律行為の方式 (第九條) 等の諸規定が置かれている。その内容について見れば、諸国国際私法中の規定のそれと比較してみても大差はなく、全体的に、ほぼ一般的な規則を有しており、その限りにおいて、タイ国際私法の制定の時期がかなり古く、従って、その改正が遅れているとは、必ずしも言い切れないであろう。

翻って、各論規定、就中、国際家族法規定について、諸国国際私法の趨勢を顧慮して、改正が求められるべきと考えられるものに言及すれば、次に掲げるような諸規定がそれとして指摘されるべきであろう。先ず、婚姻関係に関しては、婚姻の効力について、夫婦に共通本国法がないときにおける夫の本国法の適用を優先する立場である (第二一条及び第二二条参照)。また、離婚に関しては、協議離婚であれ、裁判離婚であれ、その一般的許容性について、夫婦双方の本国法の

累積的適用の立場が採られており、そして、裁判離婚の場合における離婚原因は、訴訟地法、すなわち、タイ法である(第二六条及び第二七条参照)。次に、親子関係に関しては、子の利益保護に対する顧慮は不十分であり、子の嫡出性、認知、親子間の法律関係は父の本国法の適用を原則として、さ

もなければ、母の本国法が適用され(第二九条ないし第三二条参照)、子の法の適用は全く顧慮されていない。但し、未成年者後見については、その者の本国法に依り、タイ国法の適用の下における属地的後見が規定されている(第三二条参照)。特殊な規定として、親権の剥奪については裁判所所在地法の適用が規定され(第三三条参照)、卑属による尊属に対する訴訟は前者の本国法の適用が規定されている(第三四条参照)。更に、養子縁組に関しては、養親と養子とが異なる本国法を有するとき、縁組の能力及び要件については、それを配分的に連結し、縁組の効力には養親のそれを適用するが、実親との関係には子のそれを適用する(第三五条参照)。更に、また、扶養義務に関しては、扶養権者の法に依るが、それは本国法への単一的連結に限られている(第三六条参照)。そして、相続に関しては、相続分割主義が採用されており、不動産相続についてはその所在地法、動産相続については被相続人の住所地法が適用され、遺言能力については遺言者の本国法が適用されると規定している(第三七条及び第三八条参照)。かように、相続の基本事項については、属人

法としての本国法に依り、個々の遺産との関連における事項については、遺産所在地法と被相続人の住所地法とを使い分けるといふ立場である。

尚、仏教国であると考えられているタイにおいても、イスラム教徒がその人口の相当の割合を占めている。従って、人的不統一法国法の適用に関する問題についても顧慮する必要がある(拙稿「タイ人の離婚問題」判例タイムズ二〇〇号七八頁以下参照)。具体的には、タイの人際法として、当事者が全てイスラム教徒である場合には、イスラム法が適用されるという規則が行なわれていると見られる(安田信之「ASEAN法」(日本評論社、一九九六年)一五九頁)。

五 カンボジア

カンボジア国際家族法立法の法源は、一九八九年七月一七日成立の「婚姻家族法」第四章「外国における婚姻及び外国人との婚姻」中の諸規定(第七九条ないし第八一条)、一九九〇年七月七日の政令、及び、一九二〇年の民法第二二条である。以下においては、婚姻家族法規定を中心として、言及することとした。

まず、「婚姻家族法」第七九条は、「外国において生活するカンボジア市民とカンボジア市民との間、又は、カンボジア市民と外国人との間の婚姻は、当事者双方が居住する国に所在するカンボジア国の大使館又は領事館の登録係のもとにおいて行なわれなければならない。」(第一項)と規定し、又、

「方式上、婚姻法によって定められた婚姻手続に従って挙行されたカンボジア市民とカンボジア市民との間、又は、カンボジア市民と外国人との間の婚姻は、かような婚姻が、カンボジア国の法律規定に反しない限り、カンボジア国において有効なものとして承認されるものとする。婚姻証明書又は婚姻証明書の写しはカンボジア国の大使館又は領事館の登録簿へ登録されなければならない。」(第二項)、更に、「カンボジア国は、夫婦双方が居住する管轄の公共団体又は区域の登録簿へ婚姻証明書又は婚姻証明書の写しを記載するものとする。」(第三項)と規定している。これらの諸規定から、婚姻の方式については、挙行地法主義が採られているものとみられる (Bergmann/Ferid, a. a. O., *Kambodscha*, 108, *Lieferung*, 1991, S.12)。又、同法第八〇条は、「カンボジアにおけるカンボジア市民と外国人との間の婚姻は、カンボジア国の法律に従って挙行されるものとする。」と規定して、カンボジア実質法に服すべきことを定めている。その一方、同法第八一条は、「外国におけるカンボジア市民とカンボジア市民との間、又は、カンボジア市民と外国人との間の婚姻の解消は、カンボジア国において有効なものとして承認される。」(第一項)と規定しており、カンボジア国際離婚法において、「属地法主義ないし行為地法主義の立場が採られていることが明らかにされている。従って、カンボジアにおいては、「カンボジア国におけるカンボジア市民と外国人との間の婚姻の解消、又

は、外国人の間の婚姻の解消は、カンボジア国の法律に従って解決されるものとする。」(第二項) という規定と規定して、カンボジア法が基準とされており、法廷地法主義が表明されている (Bergmann/Ferid, a. a. O., S.13)。そして、「カンボジア国の人民裁判所は、カンボジア国に住所を有する夫婦の何れの一方の解消申立をも決定する権限を有する。」(第三項) という規定に見られるように、カンボジア裁判所の管轄権は、夫婦のカンボジアにおける住所に基礎を置いている。その住所概念については、民事訴訟法典第七四条が、人がその常居所を有するか、又は、営業の本拠を置いている地と定義している (Bergmann/Ferid, a. a. O., S.13)。

その他、親子関係に関する事項に関しては、子の本国法の適用が支配的であることが、専門家の鑑定によって明らかにされている (Bergmann/Ferid, a. a. O., S.13)。また、養子縁組の要件については、養親及び養子のそれぞれにつき、それぞれの本国法が配分的に連結されるが、縁組の効果については、養子の本国法主義が採用されている (Bergmann/Ferid, a. a. O., S.14)。更に、後見についても、婚外子のそれについて、子の本国法に依ることが明らかにされている (Bergmann/Ferid, a. a. O., S.14)。

六 ラオス

ラオス国際家族法立法の法源は、一九九〇年一月二九日成立の「家族法」第四部「在留外国人、外国個人及び無国籍

者並びに在外ラオス人へのラオス家族法の適用」中の諸規定（第四七条ないし第五一条）である。それらの諸規定中に婚姻、離婚、養子縁組に関する抵触規定が存在している。以下においては、ラオス家族法中のそれらの規定を中心として、言及することとしたい。

まず、婚姻の締結について言えば、第一章「ラオス民主主義人民共和国におけるラオス国民と外国個人、在留外国人及び無国籍者との間、並びに、外国個人、在留外国人及び無国籍者の間の婚姻及び離婚」中の第四七条（ラオス民主主義人民共和国におけるラオス国民と外国個人、在留外国人及び無国籍者との間、並びに、外国個人及び無国籍者の間の婚姻）が、次の通り定めている。すなわち、「外国個人、在留外国人及び無国籍者は、婚姻及び家族関係において、ラオス市民と同一の権利及び義務を有する。」（第一項、「ラオス民主主義人民共和国におけるラオス国民と外国個人、在留外国人及び無国籍者との婚姻、並びに、外国個人、在留外国人及び無国籍者の間の婚姻は、婚姻希望者の本国の法律が未成年者又は一夫多妻婚者との婚姻を許容していても、本法の諸規定を遵守するものとする。」（第二項）、「ラオス民主主義人民共和国における外国個人、在留外国人及び無国籍者の間の婚姻の登録は、関係国の大使館又は領事館において挙行されることのできる。」（第三項）、「無国籍者間の婚姻の登録は、本法を遵守するものとする。ラオス市民が外国個人、在留外国

人又は無国籍者と婚姻する場合には、婚姻は、ラオスの家族登録官吏へ登録されなければならない。」（第四項）、「ラオス市民と外国個人、在留外国人及び無国籍者との間の婚姻についての規則は、政府によって定義されるものとする。」（第五項）と規定している。

次に、離婚について言えば、「家族法」第四八条（ラオス民主主義人民共和国におけるラオス市民と外国個人、在留外国人及び無国籍者との間、並びに、外国個人、在留外国人及び無国籍者の間の離婚）は、次のように規定している。すなわち、「ラオス民主主義人民共和国におけるラオス市民と外国個人、在留外国人及び無国籍者との間、並びに、外国個人、在留外国人及び無国籍者の間の離婚は、本法の諸規定を遵守するものとする。」（第一項）と定める一方、「ラオス市民と外国個人との間の離婚が、ラオス民主主義人民共和国の領域外において挙行されるときは、その離婚は、その国の法律を遵守するものとする。」（第二項）と規定して、行為地法主義の採用を明らかにしている。

又、在外ラオス人間の婚姻及び離婚については、「家族法」第二章「在外ラオス人間の婚姻及び離婚」中の第四九条（在外ラオス人間の婚姻）が、「在外ラオス人間の婚姻は、ラオス大使館又は領事館に通知されなければならない。在外ラオス人間の婚姻規則は、本法を遵守するものとする。」（第一項）、「国家は、かような婚姻が本法を遵守するとき、在外ラオス

人の婚姻を承認しなければならない。」(第二項)と規定している。一方、在外ラオス人間の離婚については、第五〇条(在外ラオス人間の離婚)が、「ラオス市民間の離婚は、その居住国の法律を遵守するものとする。」(第一項)、「夫又は妻がラオス民主主義人民共和国において生活するときは、本法が満たされなければならない。」(第二項)と規定して、行為地法主義に重きを置いた立場が採られている。尚、「家族法」中には、外国離婚判決の承認に関する規定は置かれておらず、一九九〇年一月二九日の「ラオス民事訴訟法典」にも、それについての規定は見られない。従って、一九七三年一月一日改正の一九二七年の「民事及び商事手続に関する法律」が適用されることとなる(Bergmann/Ferid, a. a. O., Laos, 119, Lieferung, 1994, S.14)。

更に、養子縁組については、「家族法」第三章「ラオス人である子の養子縁組」中の第五一条(ラオス人である子の養子縁組)が、「ラオス市民権を有し、かつ、外国に居住する子を養子にすることを希望する在外ラオス人は、本法に従い、ラオス大使館又は領事館においてかような養子縁組の手続をしなければならぬ。養親がラオス市民でないときは、養子縁組は、先ず、ラオス民主主義人民共和国の関係官庁によって許可されなければならない。」(第一項)、「ラオス市民権を有し、かつ、ラオス民主主義人民共和国に居住する子を養子にすることを希望する外国個人、在留外国人又は無国籍者

は、本法の諸規定を満たさなければならない。ラオス民主主義人民共和国に居住する外国人又は無国籍者である子を養子にすることを希望するラオス市民も、本法の諸規定を満たさなければならない。」(第二項)として、徹底したラオス法の適用が求められている。

七 後書き

かくして見る限り、ある程度広範に法律関係の規律のために整備された国際私法規則を、しかも早くから有しているのは、タイのみであると言いうことができるであろう。それ以外の国々において、多様な民族、宗教、雑多な慣習法の存在が国際私法の立法化にとって困難な問題を惹起していることが考えられる。また、第二次世界大戦を挟んで、それ以前の時代における英国、フランス、オランダ等の列強の殖民地でなかつたこと、軍部クーデターは別として、大戦後における国家分裂の内戦等がなかつたことも、国際私法をも含めたその法体系全体の整備と必ずしも無関係であると言えないであろう。取り分け、カンボジア及びラオスについては、今後におけるわが国による法整備のための援助が更に充実されることが期待される。

(かさはら・としひろ 東洋大学法学部教授)